



5 令和5年5月15日 発行
第77巻 第5号
 岡山市北区桑田町15番28号
 一般社団法人 **岡山県労働基準協会**
 編集兼 (電話 (086) 225-3571)
 発行人 岡田 康 浩
1部 50円 1年 600円
 (購読料は会費に含む)
 ホームページ <https://www.olsa.or.jp>



星尾神社(井原市) (写真提供：公益社団法人岡山県観光連盟)



目次 *May.* 2023

行政の動き	岡山労働局 人事異動	2
	倉敷市で『G7倉敷労働雇用大臣会合』が開催されました	3
	STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	4
	労働条件通知書のモデル様式が改定されました	5
	(短時間労働者・派遣労働者用) 労働保険年度更新手続きのお知らせ	9

令和5年度 安全管理講習会のご案内	6	協会より
令和5年度 全国安全週間	8	
中小企業無災害記録証授与制度申請のご案内	11	

労働災害-統計-(令和4年確定値)	11
労働災害-統計-(令和5年速報値)	12

岡山労働局 幹部 人事異動

よろしくお願いたします。 4月1日付 ()は前官職



労働基準部長
工藤 俊平
(政策統括官付政策立案・評価担当参事官室長補佐)



総務部労働保険徴収室長
中原 弘志
(労働基準部労災補償課労災保険審査官)



労働基準部監督課長
須々木 竜紀
(津山労働基準監督署長)



労働基準部健康安全課長
岸本 英明
(岡山労働基準監督署副署長)



労働基準部賃金室長
三村 典代
(岡山労働基準監督署副署長)



岡山労働基準監督署長
犬塚 浩司
(労働基準部健康安全課長)



津山労働基準監督署長
貞宗 恵治
(労働基準部監督課上席労働基準監察監督官)



笠岡労働基準監督署長
坪井 一倫
(独立行政法人労働者健康安全機構岡山産業保健総合支援センター副署長)



和気労働基準監督署長
石橋 秀紀
(新見労働基準監督署長)



新見労働基準監督署長
山路 元博
(労働基準部健康安全課産業安全専門官)



令和5年4月22日～4月23日

倉敷市で『G7倉敷労働雇用大臣会合』が開催されました。

大臣宣言『人への投資』が宣言されました。

人口動態の変化やDX/GXを背景に「人への投資」の重要性が増しています。

この「人への投資」は、職業能力開発のみならず、質の高い雇用を促進するための包括的な労働市場の整備や、グローバルサプライチェーンを含め、誰も取り残さない形で働き甲斐のある人間らしい仕事を実現することも含んだものです。

大臣宣言のポイントは、

- > 人への投資の中心となる「リスキリング」は、働く人への能力向上支援にととまらず、生産性向上や賃上げにつながるとの観点から、「経費」ではなく「投資」である。
- > 労働者へのリスキリングとともに、「働きがい」も重要。
ワークエンゲージメント（仕事に誇りとやりがい等を感じる）は、労働者の仕事への満足度のみならず、パフォーマンスの向上、生産性の向上につながる可能性が示唆されている。ワークエンゲージメントを進める前提としてディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）が実現されていることが必要。
※ディーセントワークの要素には、十分な賃金、労働安全衛生、メンタルヘルス、適切な社会的保護などが含まれております。その上で、ワークエンゲージメントの要素には能力や成果に見合った賃金、健康とウエルビーイング、明確なキャリア展望、仕事の裁量度などが含まれています。
- > 高齢者や障がい者を含む不利な立場におかれやすい人々も含め、誰もが意欲と能力に応じて活躍できる労働市場としていくことが必要。女性の役割のアンコンシャスバイアスの解消なども重要。

G7倉敷雇用労働会合の大臣宣言の概要や全文（日本語あります）については、厚労省ホームページに掲載されています。是非、ご一読いただければ幸いです。

→厚労省のhpから：[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [他分野の取り組み](#) > [国際関係](#) > [G7/G8 保健大臣会合・労働大臣会合](#) > [G7倉敷労働雇用大臣会合、大臣宣言を公開しました](#)

または、→[「2023年G7倉敷労働雇用大臣会合の大臣宣言を公開しました」](#)で検索。

岡山労働局及び労働基準協会では、

地元岡山県でG7労働雇用大臣会合が開催されることから、県内事業者へG7倉敷労働雇用大臣会合冠事業として「労務管理講習会」や「企業説明会」の実施をはじめ、就活生や大学・専門学校生・高校生などを対象とした出前授業の開催、倉敷労働雇用大臣会合推進協議会の協力による高校生・卒業生向けに「サミット塾」の開催など、様々な機会を捉えて同会合や関連する労働施策について周知し、機運醸成を図ってまいりました。

また、会合当日は、会議が円滑に開催されるよう各国代表へのサポートを行いました。



《STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン》

— 岡山県内の熱中症による労働災害は長期的には増加傾向に —

◎岡山労働局（局長 成毛節）は、職場における熱中症を防止するため、令和5年も

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

〔実施期間：令和5年5月から9月 重点取組期間：令和5年7月〕

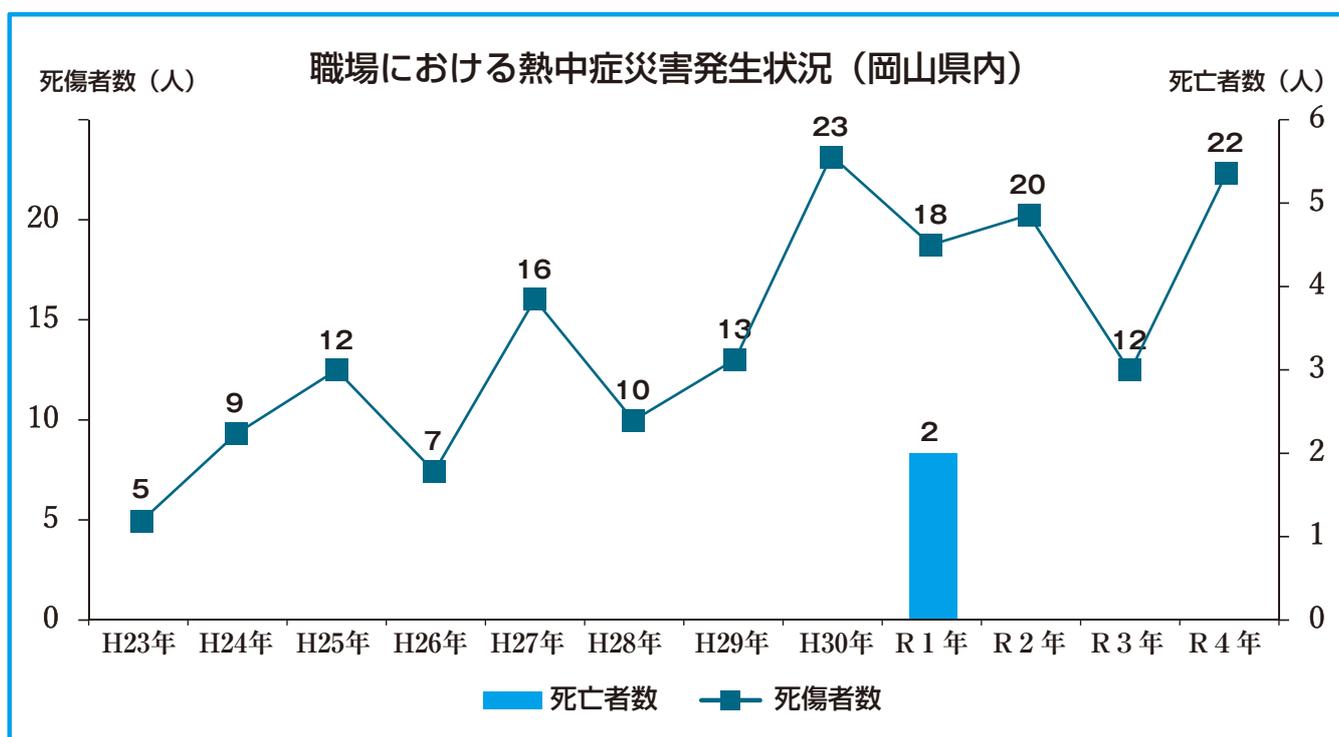
を実施します。

◎岡山県における令和4年の熱中症の労働災害は、死亡0人（前年比±0人）、休業4日以上22人（前年比+10人）でした。死亡者は3年連続0人でしたが、休業災害件数は長期的には増加傾向にあります。業種別では、道路貨物運送業（7人）、製造業（7人）、建設業（4人）など、この3業種で全体の約8割を占めています。

◎令和4年の全国の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者は805人、うち死亡者数は28人でした。

◎令和4年の岡山県の災害事例としては、トラックのエアコンが壊れた状態で配送作業を行い熱中症となったもの、熱中症の症状により意識を失ってトラックの荷台から転落したのなどがありました。

◎事業場においては、暑さ指数（WBGT）の把握と指数に応じた対策の適切な実施、作業管理者及び労働者に熱中症の対策を行うこと、衛生管理者などを中心とする事業場の管理体制を整え、発症・緊急時措置の準備状況を確認しておくことなどを重点とし、熱中症による災害防止に心がけてください。



お知らせ

(短時間労働者・派遣労働者用) 労働条件通知書のモデル様式が改定されました

例

(別添4)

(短時間労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日	
事業場名称・所在地 使用者 職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（年 月 日～年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の有無 【自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）】 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（年 か月（上限10年）） Ⅱ 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 開始日： 完了日：
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時間、就業時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（時 分） 終業（時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間のうち該当するもの一つに○を付けること。 〔 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日） 〕 〔 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日） 〕 〔 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日） 〕 (3) フラックシステム；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックシステム（始業）時分から時分、 （終業）時分から時分、 （休憩）時分から時分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（時 分） 終業（時 分） (5) 裁量労働制；始業（時 分） 終業（時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（有（1週 時間、1か月 時間、1年 時間）、無） 4 休日労働（有（1か月 日、1年 日）、無）
休日及び勤務日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定休日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日（勤務日） 毎週（ ）日、その他（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

(次頁に続く)

(別添5)

(派遣労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日	
事業場名称・所在地 使用者 職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（年 月 日～年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の有無 【自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）】 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（年 か月（上限10年）） Ⅱ 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 開始日： 完了日：
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時間、就業時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（時 分） 終業（時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間のうち該当するもの一つに○を付けること。 〔 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日） 〕 〔 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日） 〕 〔 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日） 〕 (3) フラックシステム；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックシステム（始業）時分から時分、 （終業）時分から時分、 （休憩）時分から時分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（時 分） 終業（時 分） (5) 裁量労働制；始業（時 分） 終業（時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（有（1週 時間、1か月 時間、1年 時間）、無） 4 休日労働（有（1か月 日、1年 日）、無）
休日及び勤務日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定休日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日（勤務日） 毎週（ ）日、その他（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

(次頁に続く)

「岡山労働局 様式」で検索 🔍



労働基準法関係
(厚生労働省HPへリンク) から
様式のダウンロードが可能です。

問い合わせは最寄りの労働基準監督署または岡山労働局監督課まで

<令和5年度「全国安全週間」スローガン> 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

令和5年度 安全管理講習会のご案内

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県労働基準協会

検索

今年も、6月1日から30日までを準備期間として、7月1日から7日まで第96回全国安全週間が展開されます。当協会では、例年各支部において準備期間中に開催している標記講習会を下記のとおり計画いたしました。ご都合のよい日程・テーマでご受講くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 程・テーマ

日 程	時 間	テーマ・講 師
令和5年 6月15日(木) まなび広場にいみ 小ホール (新見市新見123-2)	13:30～ 14:45 14:55～16:25	挨拶 新見労働基準監督署長 山路 元 博氏 指導 監督・安衛課 丸 山 淳 弘氏 特別講演「労働災害と向き合う」 元 広島中央労働基準監督署長／社会保険労務士／ 井上労働衛生コンサルタント事務所 所長 井 上 一 弘氏
6月16日(金) マービーふれあいセンター (倉敷市真備町箭田40-1)	13:30～ 14:35 14:50～16:20	挨拶 倉敷労働基準監督署長 金 武 邦 洋氏 指導「全国安全週間を迎えて」 安全衛生課長 片 島 伸 司氏 特別講演「なぜ無くならないのか?悲惨な災害! part2」 高島労働安全衛生コンサルタント事務所 所長 高 島 正 俊氏
6月16日(金) 玉野市総合体育館 レクレセンター (玉野市玉2-3-1)	13:30～ 14:45 15:00～16:30	挨拶 岡山労働基準監督署長 犬 塚 浩 司氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 安全衛生課長 田 口 修 氏 特別講演「これからの安全衛生活動と教育」 元 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター 安全管理士／ 労働安全コンサルタント 間 森 朗 氏
6月21日(水) 笠岡市民会館 (笠岡市六番町1-10)	13:30～ 14:50 15:00～16:30	挨拶 笠岡労働基準監督署長 坪 井 一 倫氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 産業安全専門官 柚 木 伸 也氏 特別講演「失敗から学ぶ安全」 中災防安全衛生エキスパート／ 山岡労働衛生コンサルタント事務所 所長 山 岡 和 寿氏
6月22日(木) 岡山セラミックスセンター (備前市西片上1406-18)	13:30～ 14:45 15:00～16:30	挨拶 和気労働基準監督署長 石 橋 秀 紀氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 労働衛生専門官 池 田 恵 一氏 特別講演「これからの安全衛生活動と教育」 元 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター 安全管理士／ 労働安全コンサルタント 間 森 朗 氏
6月23日(金) グリーンヒルズ津山 リージョンセンター (津山市大田920)	13:30～ 14:45 15:00～16:30	挨拶 津山労働基準監督署長 貞 宗 恵 治氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 安全衛生課長 西 田 光 男氏 特別講演「過去の労働災害を教訓にしているか」 ～再発防止を図るために忘れてはいけないこと～ 元 倉敷労働基準監督署長 山 本 正 晴氏
6月29日(木) 岡山県安全衛生会館 (岡山市南区山田2315-4)	13:30～ 14:45 15:00～16:30	挨拶 岡山労働基準監督署長 犬 塚 浩 司氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 安全衛生課長 田 口 修 氏 特別講演「過去の労働災害を教訓にしているか」 ～再発防止を図るために忘れてはいけないこと～ 元 倉敷労働基準監督署長 山 本 正 晴氏

※都合により特別講演の内容が変更になりました。

- 2. 受講料** 会員 4,400円 (消費税、資料代込)
 非会員 8,800円 (消費税、資料代込)

3. 申込方法 ①インターネット申込

当協会ホームページからお申込ください。
 (会員IDをお持ちでない場合は、TEL (086) 225-3571へご連絡ください。)

②窓口・FAX申込

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

<振込先>中国銀行富田町支店 普通 1613381
 一般社団法人岡山県労働基準協会

- 4. その他** 受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。
 キャンセルの場合、講習会前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,100円 (税込)と振込手数料を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、講習会当日に欠席の場合は受講料の返金はいたしません。

5. 申込先 一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支部名	所在地	TEL 番号	FAX 番号
岡山支部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086) 221-2160	(086) 227-1047
倉敷支部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086) 422-6230	(086) 426-6521
玉野支部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863) 21-2349	(0863) 21-3334
児島支部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086) 473-1811	(086) 473-1870
津山支部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868) 22-5454	(0868) 25-2260
笠岡支部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865) 63-3718	(0865) 63-3735
和気支部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869) 92-0876	(0869) 92-0899
新見支部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867) 72-0338	(0867) 72-0317
安全衛生会館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086) 282-6532	(086) 282-6506

(様式)

*7030

安全管理講習会 (6月 日 支部) 受講申込書

※受付	氏名 (フリガナ)	生年月日
	()	S・H 年 月 日
	()	S・H 年 月 日
	()	S・H 年 月 日
事業所名		受講料__名分_____円 を____月____日に ①下記口座へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会 ②窓口を持参 ※講習当日はご遠慮ください※
所在地	〒 _____ 都道 _____ 市 _____ 府県 _____ 郡 _____ 区 _____	
ご担当者職氏名		
ご連絡先	TEL () _____ FAX () _____	
	メール _____	

※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

令和5年度全国安全週間

本週間：令和5年7月1日～7日 準備期間：令和5年6月1日～30日

スローガン **高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**



 <p>代表取締役社長 佐々木 正信 笠岡工場 〒714-0006 岡山県笠岡市みの越13番 TEL(0865)62-6111(代) FAX(0865)62-6600 http://www.sanyofods.jp/</p>	<p>三井造船特機エンジニアリング株式会社 マリン・メンテ事業部</p> <p>取締役事業部長 三島 利文 〒706-8651 岡山県玉野市玉3丁目1番1号 TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612</p>
<p>津山ガス株式会社</p> <p>取締役社長 荻田 善嗣 岡山県津山市林田町92 ☎(0868)22-7211</p>	 <p>坂本産業株式会社</p> <p>代表取締役 坂本修三 〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1 TEL(0865)65-0311(代) FAX(0865)65-0460</p>
 <p>弁護士法人 太陽綜合法律事務所 TAIYO SOGO LAW FIRM P.C.</p> <p>岡山県労働基準協会顧問弁護士 (岡山弁護士会所属) 代表弁護士 近藤 弦之介 代表弁護士 藤原 健 補 〒700-0901 岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル2階 TEL(086)224-8338(代) FAX(086)224-7555</p>	<p>税理士</p> <p>たけ だ やす お 武田 育男</p> <p>〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号 TEL : 086-231-1227</p>
 <p>ナカシマプロペラ株式会社</p> <p>本社 / 〒709-0625 岡山市東区上道北方688-1 TEL(086)279-5111 FAX(086)279-3107</p>	 <p>Metaltech 株式会社 メタルテック 岡山事業所</p> <p>〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910 Tel.(086)943-2934 Fax.(086)943-4787</p>



労働保険年度更新手続きのお知らせ

本年度も、労働保険の年度更新手続き（労働保険料等申告書の提出と保険料納付）の時期が近付いてまいりました。

年度更新に必要な書類は、専用封筒で5月末頃に各事業場あてにお送りします。

本年度の手続き期間は、

6月1日～7月10日（提出期限）です。

7月（一部6月30日）から、県下に受付会場を設けていますので、お近くの会場をご利用いただき提出することもできますが、電子申請での提出を積極的にご検討ください。（申告書同封のパフレットを参照してください）。

受付会場は提出期限直前、混雑が予想されますので、早めの手続きをお願いします。

なお、岡山労働局労働保険徴収室、各労働基準監督署、各年金事務所内に設置している社会保険・労働保険徴収事務センターでは随時受付をしています。

手続き等でご不明な点がありましたら、

コールセンター（☎ 0120-665-776）

もしくは、岡山労働局労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署へ、ご相談ください。

【年度更新申告書の電子申請について】

～ 申告書は電子申請でも提出できます ～

電子申請は土日を含め24時間申請が可能です。

是非ご利用ください。

【令和4年度の雇用保険料率について】

令和4年度の雇用保険料率は、令和4年4月1日～令和4年9月30日までと令和4年10月1日～令和5年3月31日までの期間で保険料率が異なります。

保険料の計算にあたっては、労災保険料・雇用保険料ともに令和4年4月1日～令和4年9月30日までの期間の賃金額と令和4年10月1日～令和5年3月31日までの期間の賃金額をそれぞれ集計する必要があります。

詳しくは申告書同封の「令和5年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方」の冊子をご確認いただくか、厚生労働省ホームページをご確認ください。

【保険料の口座振替納付について】

口座振替を行いますと、保険料の引き落としに最大約2か月のゆとりができます。

事前の手続きが必要ですので下記へお問い合わせください。

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎1階
 岡山労働局 労働保険徴収室 電話086-225-2012
 詳しくは最寄りの労働基準監督署または岡山労働局ホームページでご確認ください。
<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

労働保険の手続は便利な電子申請で

労働保険の手続きは「電子申請」をぜひご活用ください。
自宅やオフィスなどから24時間いつでも申請や届出が可能です。

まだ「紙」で苦勞しているとお聞きしましたがそろそろいかがですか？

労働保険は電子申請

イメージキャラクター：
ペパレス執事

私、ペパレス執事が
無料で電子申請を
お手伝いします。

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能！
※詳しくは
下記特設サイトへ

いつでもどこでも手続可能！
カンタン・スピーディーに申請！
ムダな時間やコストも削減！

令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。
労働保険料の納付は、電子納付が便利です。



労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ！

労働保険 電子申請

検索



スマホでも！
特設サイトは
こちら！

岡山労働局 総務部 労働保険徴収室
電話 086-225-2012

令和4年死亡災害発生状況（確定値）

令和4年12月末集計分

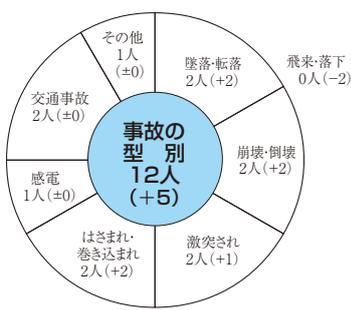
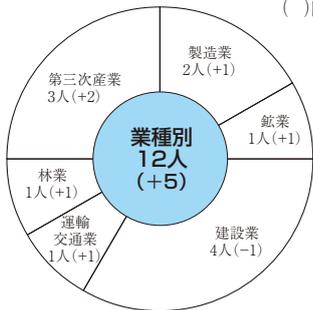
番号	業種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
1	その他の建設業	令和4年1月	15時台	墜落・転落	建築物・構築物	コンクリート地面から高さ約7.5mの建物屋上の防水工事を行っていた際、屋上端から墜落したものの。	
2	一般貨物自動車運送事業	令和4年2月	18時台	崩壊・倒壊	荷姿の物	フレキシブルコンテナを3〜4段に積み重ねて保管している倉庫でフォークリフトを用いて製品の出荷作業を単独で行っていたが、最下段のフレキシブルコンテナが破れたため処置していた際、上段のフレキシブルコンテナが崩れて下敷きとなったもの。	
3	木材伐出業	令和4年2月	10時台	激突され	立木等	高さ約30mの立木(胸高直径約40cm)をチェーンソーを使って伐倒しようとして受け口を作った後、追い口を作っていたところ、同立木が縦に裂けたため逃げるも、逃げた先に折れた立木が跳ね落ちてきて激突されたもの。	
4	その他の事業、その他	令和4年6月	0時台	交通事故(道路)	乗用車バス、バイク	県道走行中、対向車線と歩道を超え、ガードパイプも突き破って、車ごと川に転落し、溺死したものの。	
5	社会福祉施設	令和4年7月	8時台	その他	911その他の起因物	新型コロナウイルス感染症による死亡	
6	機械(精密機械を除く)器具製造業	令和4年7月	17時台	はさまれ巻き込まれ	その他の一般動力機械	部品加工機械の動きが止まったため、機械の内部に入り、溜まった切子を取り除いていたところ、機械が急に作動し、機械の可動部分とフレームとの間に挟まれ胸部を圧迫したものの。	
7	その他の食品製造業	令和4年7月	10時台	感電	その他の一般動力機械	設備の部品交換作業を行う際に、電源ブレーカーを切らずに素手のままで電線の結線処理を行っていたところ、感電したものの。	
8	その他の土石採取業	令和4年10月	15時台	はさまれ巻き込まれ	その他の建設機械等	ホッパーの中に入り、清掃していたところ、機械が動き出し、ホッパー底のスクリーンに巻き込まれ死亡したものの。	
9	その他の建設業	令和4年11月	13時台	崩壊・倒壊	荷姿の物	回転枠の吊り上げ作業を終えて玉掛けを外していたところ、地面に仮置きしていたロールが倒れ始め、支えようと被災者が動き出したところその場で前のめりに転倒、ガードと地面に身体を圧迫され死亡したものの。	
10	河川土木工事業	令和4年12月	8時台	墜落・転落	トラック	トラックで、川につながる斜面を後退して下っていたところ、後輪が路肩から脱輪し、車両ごと川に転落したものの。	
11	その他の土木工事業	令和4年12月	14時台	激突され	立木等	事業場敷地内の法面において、チェーンソーで伐木したところ、先に伐倒した木の枝払いをしていた作業者の方向に木が倒れ、木の下敷きとなったもの。	
12	産業廃棄物処理業	令和4年12月	9時台	交通事故(道路)	トラック	市道の道路脇に貨物自動車を停車して運転席から降りたところ、傾斜がある場所であったため、車両がゆっくり前進し、約10m先の田んぼに転落して、運転者が下敷きになった。	

(注) 令和4年1月1日から令和4年12月末日までに発生した労働災害で、労働基準監督署に報告のあったもの。

2022年労働災害発生状況（確定値）

死亡災害

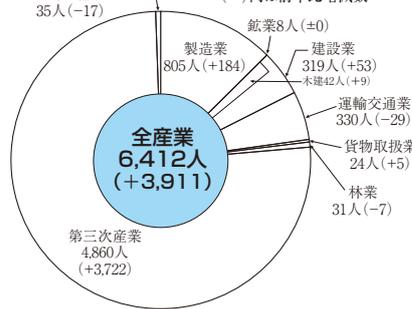
1〜12月発生分(令和5年4月7日現在)
()内は前年比増減数



死傷災害

(休業4日以上の死傷災害)

1〜12月発生分(令和5年4月7日現在)
()内は前年比増減数



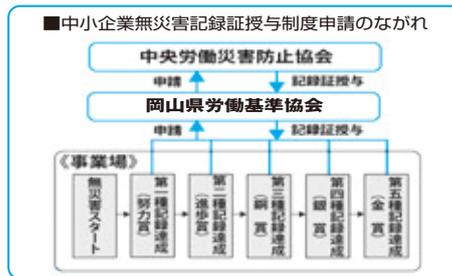
中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業）に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場



≪申請書及び制度のお問い合わせ≫

- ・中央労働災害防止協会ホームページ
- ・岡山県労働基準協会 TEL086-225-3571

無災害記録証

検索

